

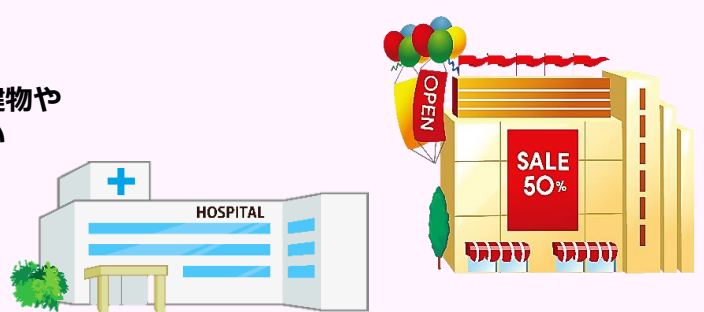
重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します。 < 違反対象物公表制度 >

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入力し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です。

● 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や
病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい
方が利用する建物です。(特定防火対象物)



● 公表の対象となる違反は

建物に義務付けされた消防用設備
(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は
自動火災報知設備) が設置されていない重大な消防法令違反です。



● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から
14日を経過してもなおその違反が認められる場合に公表します。
また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

● 公表の方法は

那須地区消防組合(那須地区消防本部)のホームページへ掲載します。



● 公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 等です。

● 制度の開始時期は

平成 **30** 年 **4** 月 **1** 日からです。



違反対象物公表制度については、下記にお問い合わせ又はホームページでご確認ください。

那須地区消防組合

検索

■ 那須地区消防本部予防課	0287-28-5103	● 黒磯消防署 板室分署	0287-69-0119
■ 那須地区消防組合 大田原消防署	0287-28-5100	■ 那須地区消防組合 西那須野消防署	0287-36-2300
● 大田原消防署 黒羽分署	0287-54-1144	● 西那須野消防署 塩原分署	0287-32-2949
● 大田原消防署 湯津上分署	0287-98-3235	■ 那須地区消防組合 那須消防署	0287-72-1215
■ 那須地区消防組合 黒磯消防署	0287-62-0736	● 那須消防署 湯本分署	0287-76-3200